

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 1 日

名古屋地方裁判所民事第 2 部

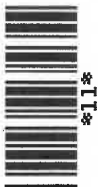
裁判所書記官 井 畑 弥 雄

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 16 日から 令和 7 年 7 月 23 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 30 日 午前 9 時 30 分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 20 日 午前 10 時 30 分 場 所 名古屋地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 8 月 6 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 8 月 6 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 1 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	11,960,000 9,568,000	一括	2,392,000	101,840	24,399
1	2,100,000				
2	9,860,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 半田市上池町二丁目 |
| | 地 番 | 44 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 130.81 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 半田市上池町二丁目 44 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 44 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 50.51 平方メートル
2 階 44.71 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 5月19日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 井 畑 弥 雄

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

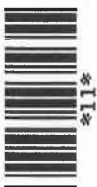
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 半田市上池町二丁目 |
| | 地 番 | 44 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 130.81 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 半田市上池町二丁目 44 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 44 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 50.51 平方メートル
2 階 44.71 平方メートル |



228

令和 6 年(け)第 330 号

令和 7 年 1 月 9 日受理

令和 7 年 1 月 29 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 大 澤 雅 人

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-----------------|-------------|
| 1 | 所 在 | 半田市上池町二丁目 | |
| | 地 番 | 44番2 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 130.81平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 半田市上池町二丁目 44番地2 | |
| | 家屋 番号 | 44番2 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 | |
| | 床 面 積 | 1階 | 50.51平方メートル |
| | | 2階 | 44.71平方メートル |

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり					
住居表示	(住居表示未実施)					
土地	物件 1					
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）					
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物配置図（概略）のとおり ☐					
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり					
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）					
その他の事項						
建物	物件 2					
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☐ 床面積：					
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種 類： 構 造： 床面積：					
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり					
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）					
その他の事項						
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日					
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物配置図（概略）のとおり					

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚 目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
■ 近隣住人	1 物件2建物には誰も住んでいないと思います。 物件2建物から出て行ってから、かれこれ1年以上になると思います。
■ 中部電力パワーグリッド株式会社 担当者	1 物件1土地上に埋設されて存在している電柱の債務者兼所有者の方への使用料は年間750円です。 2 年間使用料750円の3年分合計2,250円を3年毎にお支払いしております。 3 債務者兼所有者の方には、令和4年10月25日に令和4年7月分から令和7年6月分までの3年分の使用料2,250円及び債務者兼所有者の方が物件1土地の所有権を取得した平成30年10月分から令和4年6月分までの過年度調整として2,815円の合計5,065円をお支払いしております。 4 次回の支払は令和8年2月を予定しており、令和7年7月分から令和10年6月分までの3年分の使用料2,250円を新所有者の方にお支払いすることになると思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 物件1土地及び物件2建物の状況は、土地建物配置図(概略)、建物間取図(概略)及び添付した写真のとおりである。
- 2 物件1土地は東側の公道とほぼ等高に接しており、地形は長方形の整形地となっている(土地建物配置図(概略)参照)。
- 3 物件1土地北側隣地(地番44番1)及び物件1土地南側隣地(地番44番5)との境界標は見当たらなかったが、境界上はフェンスで区画されており、また、物件1土地の形状は法務局備付けの地積測量図のとおりであり、現地にて概測したところ、公簿上の面積とほぼ一致すると思料され各隣地との境界は確認できる状況であると思われる。
物件1土地周辺は区画整然とした住宅地である。
- 4 物件1土地東側に駐車スペースが存在しており、駐車スペース及び物件2建物玄関の前は雑草が繁茂した状況である。
- 5 物件2建物は電気、ガス、水道が供給停止となっていた。
物件2建物の各室は雨漏り、床の軋み及びたわみ等の特段の不具合等は見受けられなかったが各部屋とも埃が堆積しており、床及び壁紙のクロスの汚損等が見受けられ、壁のクロスの一部に黒ずんだ跡も見受けられた。
物件2建物の室内の状況から、相応の期間清掃等が行われていない状況であると思料される。
- 6 物件2建物1階リビングダイニングキッチン、家電製品及び家財道具等の動産類は搬出されたと思われ、廃品等が詰め込まれたビニール袋等が無造作に放置されたような状態で残置されていた。
物件2建物リビングダイニングキッチンの東側に畳コーナーが造作されており、ほとんど汚れが見受けられない正方形の畳が6枚敷かれていた。
- 7 リビングダイニングキッチンのキッチン台のシンクには洗浄されていない状態のフライパン、調理器具及び食器類、また、包丁及びまな板等が放置されており、キッチン台及びガス台の上は鍋及び調味料等が雑然として置かれた状態になっていた。
キッチンの床下には収納庫が設置されていた。
- 8 物件2建物2階の洋室1乃至洋室3の各部屋には、ハンガーに架けられた衣類が数着存在しており、2階洋室1にはマットレス、ぬいぐるみ及び動産類が少々残置されており、洋室2及び洋室3は動産類がほとんど搬出された状況であった。
物件2建物2階の洋室1及び洋室2からは2階南側のベランダに出入りすることができる構造になっている。なお、洋室1及び洋室2の各室のベランダの出入口は約30cmの段差が存在する。
- 9 物件2建物1階洗面所の洗面台上部の鏡等が設置されている化粧台が洗面台から外された状態になっており、洗面台の上部の壁面が破損して穴が開いているのが見受けられ、洗面ボウルの中は洗剤等が放置された状態であった(写真④)。
- 10 玄関の郵便受けは、債務者兼所有者宛の郵便物及びチラシ等で満杯の状態で、郵便受けから溢れている郵便物も見受けられた。
- 11 物件2建物の各室は相応に汚損が見受けられ、上記9記載のとおり破損箇所も見受けられることから、買受人が物件2建物を使用収益する場合には、相応の改修費用及び清掃費用等を負担することになると思われる。
また、物件2建物内の動産類の大半が搬出された状況であるが、動産の処分が必要になった場合には、買受人は処分費用を負担することになると思われる。
- 12 物件1土地及び物件1土地南側隣地(地番44番5)の東側の敷地上に電柱が存在している(土地建物配置図(概略)及び写真①参照)。
- 13 上記4乃至上記11記載の状況から、また、近隣住人の陳述から、物件2建物は空き家の状態であると思料される。
- 14 占有関係は2枚目記載のとおりである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 1月 9日(木) 9:10 — 9:20	名古屋法務局	登記記録事項証明書交付申請
R7年 1月14日(火) 14:30 — 15:00	目的物件所在地	物件確認、占有状況調査、近隣住人聴取、現況調査 実施通知投函
R7年 1月20日(月) 14:00 — 15:30	目的物件所在地	物件確認、立入調査、写真撮影(屋内外)、占有状 況調査、土地概測、図面作成、評価人同行
R7年 1月21日(火) 9:00 — 9:10	名古屋法務局	公図・地積測量図・建物図面取得

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨
場した。

☒ 令和 7年 1月20日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建
物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

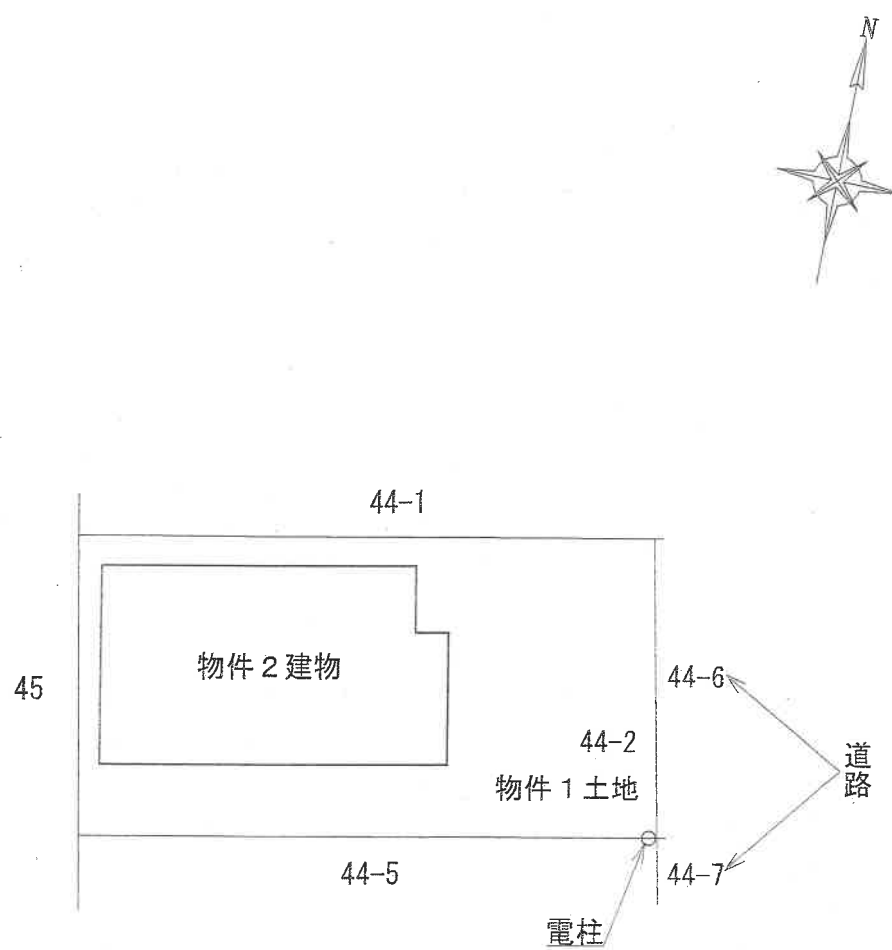
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日

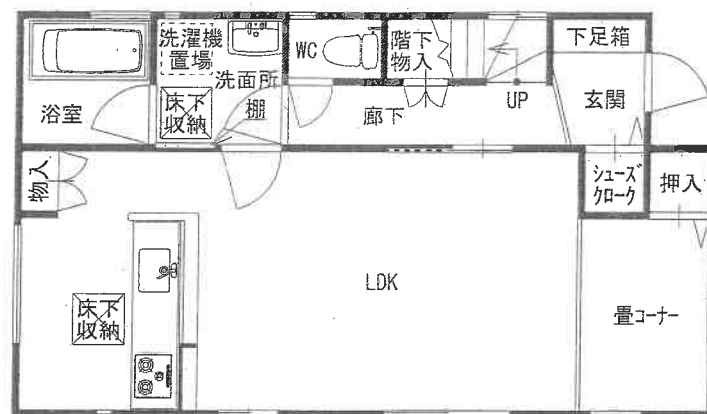
目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち合わせて建物内に立ち入っ
た。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

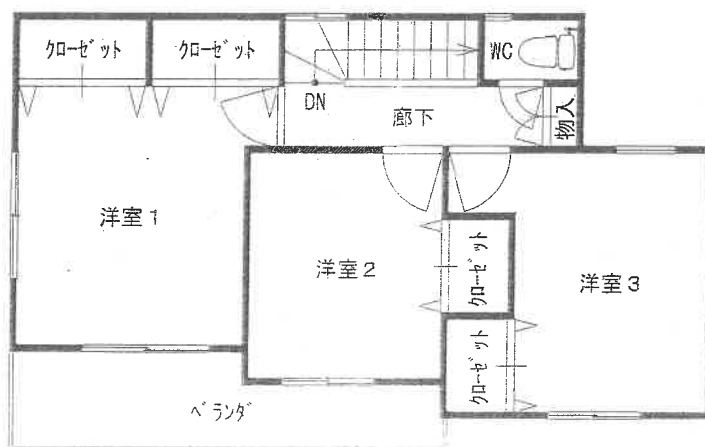
土地建物配置図（概略）



建物間取図（概略）



1 階



2 階

(物件 2 建物)

①



電柱

物件 1

屋外の状況

②

畳コーナー



屋内の状況 (1階 リビングダイニングキッチン)

(8 枚目)

③



床下収納

屋内の状況（1階 リビングダイニングキッチン（キッチン））

破損箇所（穴）

④



外された化粧台

屋内の状況（1階 洗面台の破損の状況）



令和6年(ケ)第330号
令和7年1月14日受理
令和7年1月20日現地調査
令和7年2月12日評価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

角谷 英之

第1 評価額

一 括 価 格	
金 11,960,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 2,100,000 円
物件2（建物）	金 9,860,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	半田市上池町二丁目 4 4 番 2 宅地 1 3 0 . 8 1 平方メートル	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	半田市上池町二丁目 4 4 番地 2 4 4 番 2 居宅 木造スレートぶき 2 階建 1 階 5 0 . 5 1 平方メートル 2 階 4 4 . 7 1 平方メートル	同左
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 武豊線「亀崎」駅 北西方 道路距離約2,400m 知多バス「上池」停 北西方 道路距離約800m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 60% 100% — 砂防指定地、高さ制限10m 半田市ふるさと景観計画：暮らし風景地域 都市機能誘導区域外 居住誘導区域内
画地条件	地積 130.81㎡ 間口 約8.2m、奥行 約16.0m 形状 長方形	
接面道路の状況	物件1の土地は、東側で幅員約4.0mの舗装市道とほぼ等高に接面している。 (建築基準法第42条1項1号の道路)	
土地の利用状況等	物件1の土地は、物件2の建物の敷地として利用されている。 物件1の土地の東側は市道、北側及び南側は一般住宅、西側は共同住宅である。	
供給処理施設 (敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 あり	
土壌汚染の可能性の調査	土壌汚染の可能性について過去の住宅地図を昭和42年まで遡って調査した結果、物件2建物が建設される以前は未利用地、畑であったと推定される。汚染の原因となる物質を含むかは不明である。 本件土地は土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域には該当していない。	
特記事項	・ 本件土地について周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ・ 本件土地の東側に隣接する44番6土地（登記簿上の地目は宅地であり、所有者は半田市である）は市道の敷地の一部である。 ・ 本件土地上の南東角部分に中部電力の電柱が存在し、中部電力パワーグリッド株式会社へ問い合わせたところ令和7年6月分までの土地使用料が既に支払い済みとのことであった。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建 築 年 月 日（登記記載）平成30年9月4日新築 経 過 年 数 約 6 年 経済的残存耐用年数 約 24 年
仕 様	構 造 木造2階建 屋 根 スレートぶき 外 壁 サイディング貼等 内 壁 クロス貼等 天 井 クロス貼等 床 フローリング、畳等 設 備 電気、水道、ガス その他 なし
床面積（現況）	第3 目的物件の表示に同じ
現況用途等	現況用途 居宅 間取り 3LDK (附属資料7 建物間取図（概略）のとおり)
品 等	普通
保守管理の状 態	やや劣る
建物の利用状 況	「現況調査報告書の記載のとおり」
特 記 事 項	・一階洗面所・洗面台の上部に長方形に切り取られたような穴が存在する。 ・洗面台上部の鏡等の部分が外されている。 ・調査時点においては空家の状態にあり、有効な維持管理は行われていない模様であった。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	53,600	1.00	130.81	0.95	6,660,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

都道府県地価調査 半田(県)-8

地価調査価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $67,500\text{円}/\text{㎡} \times 100.4/100 \times 100/109 \times 100/116 = 53,600\text{円}/\text{㎡}$
 (上三桁未満四捨五入)

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位 1.09

◇地域格差：交通、環境条件格差等を考慮。

イ 個別格差：なし

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	171,000	95.22	0.64	10,420,000

ウ 現価率：

・現価率＝〔残価率3%＋（1－残価率3%）×{経済的残存耐用年数24年／（経済的残存耐用年数24年＋経過年数6年）}〕×（1－観察減価等20%）＝0.64

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	6,660,000	0.55	法定地上権	3,660,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権 等価格の控 除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) {(ア±イ)-ウ}×エ ×オ
1	6,660,000	-3,660,000		1.0	0.7	2,100,000
2	10,420,000	+3,660,000	0	1.0	0.7	9,860,000
一括価格（合計）						11,960,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

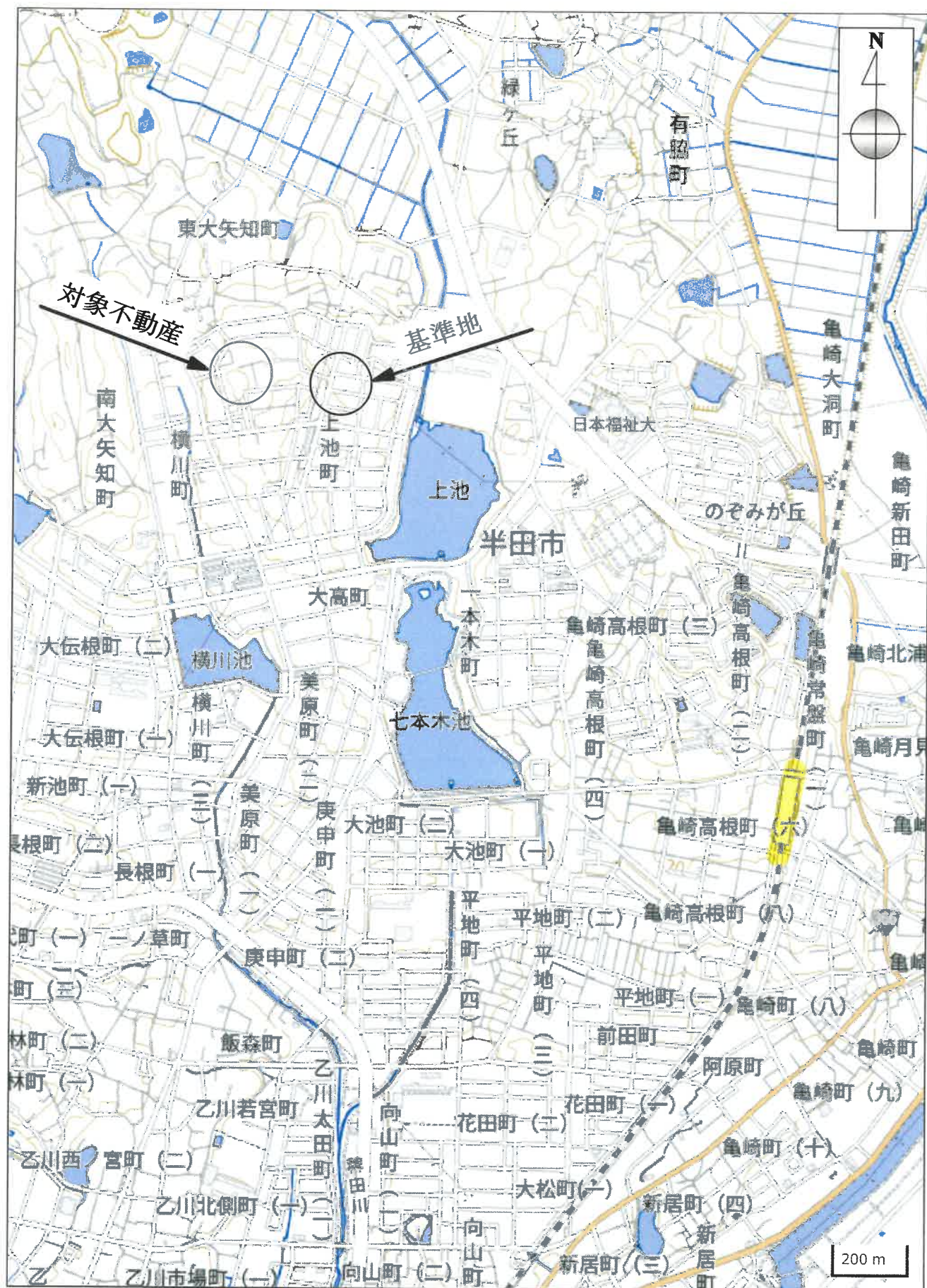
都道府県地価調査価格（半田(県)-8)

所 在：半田市上池町1丁目20番2
価 格：67,500円／㎡
位 置：JR武豊線「亀崎」駅の北西方道路距離約2,300m
価 格 時 点：令和6年7月1日
地 積：264㎡
供給処理施設：ガス、水道、下水
接 面 街 路：南側幅員6.0m市道に接面
用 途 指 定 等：第一種低層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率100%）
地 域 の 概 要：一般住宅を中心とする区画整理済みの住宅地域

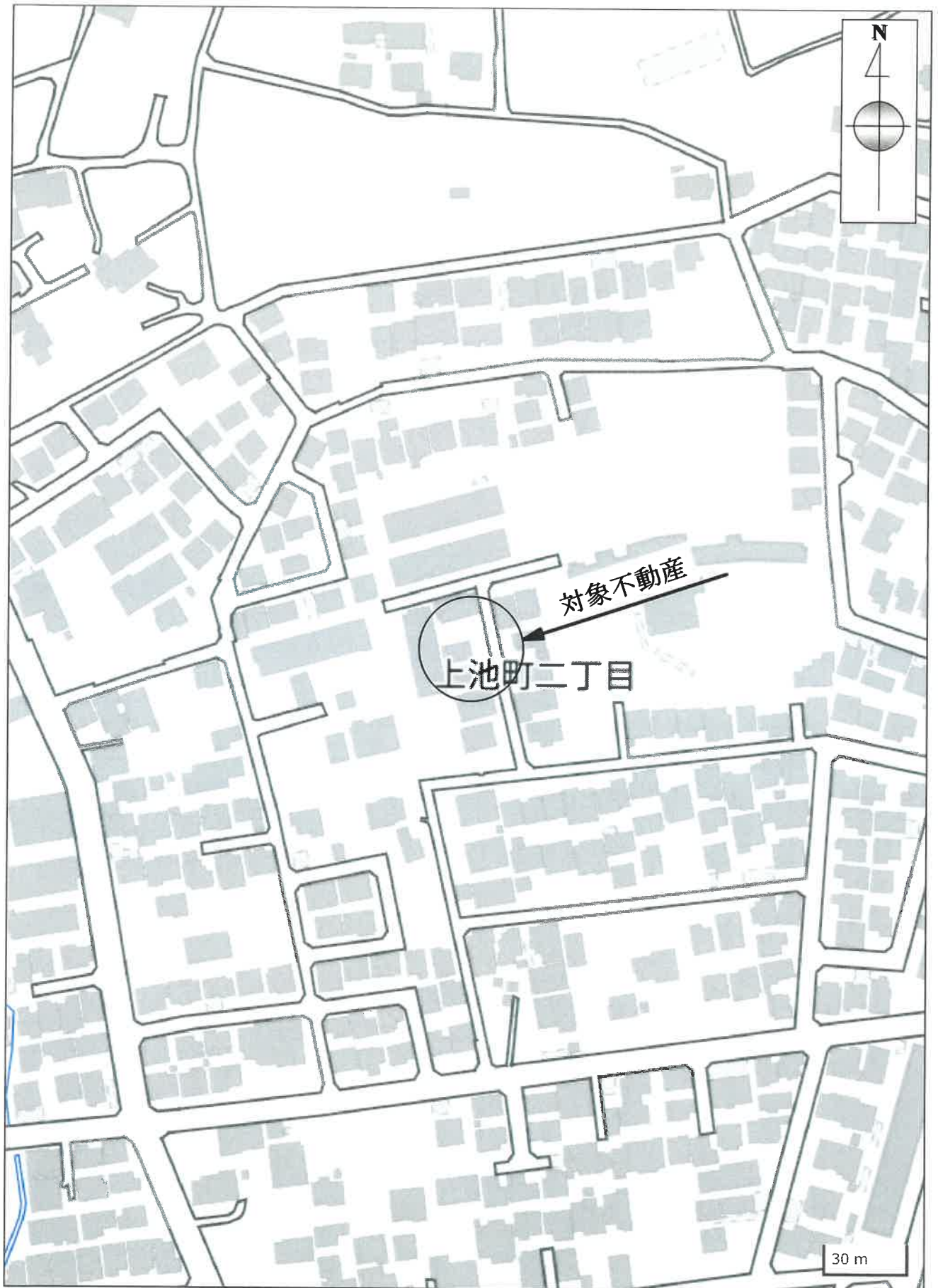
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物配置図（概略）
- 7 建物間取図（概略）
- 8 現況写真

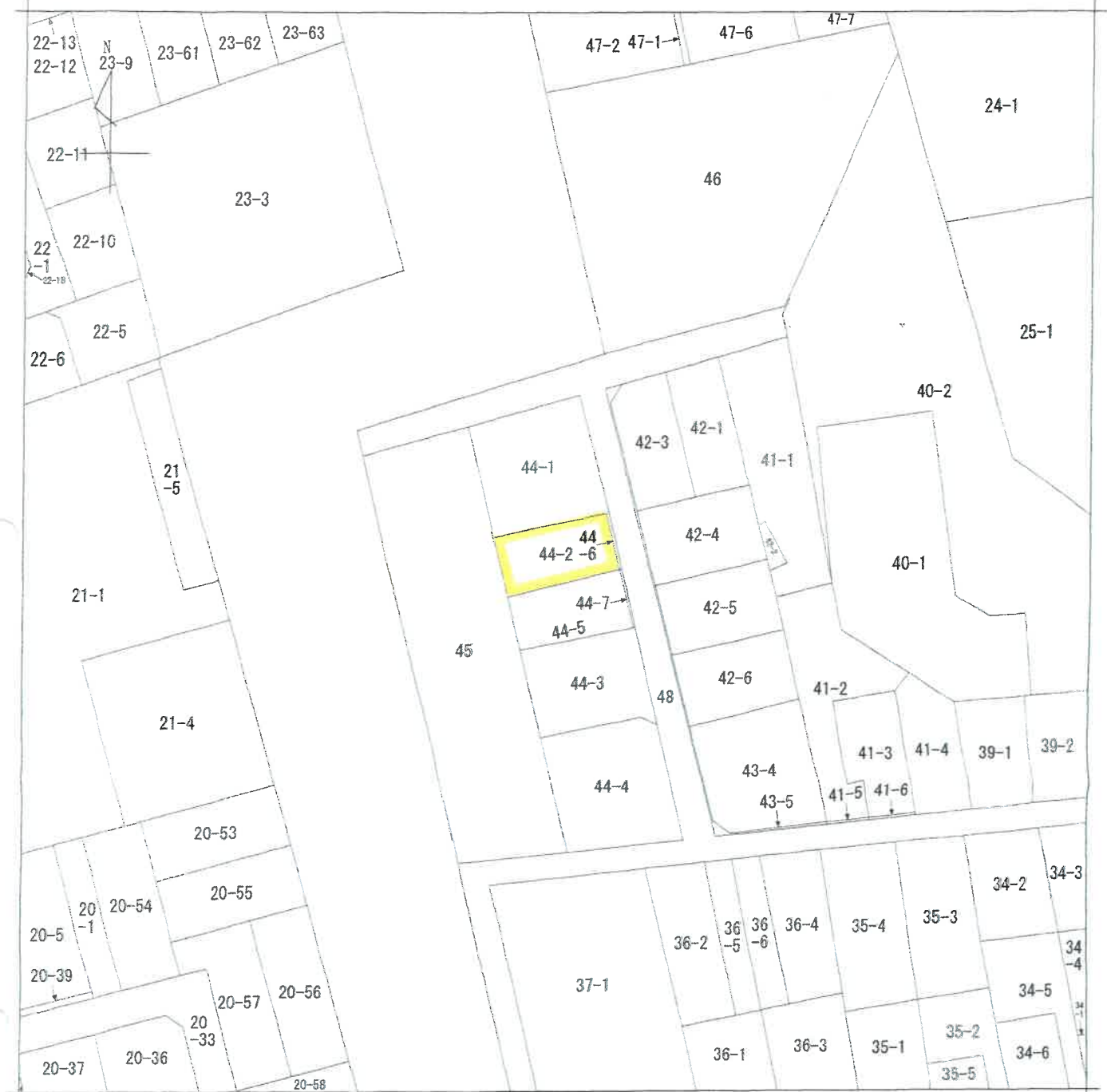
位置図



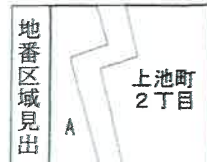
付近案内図



国土地理院「地理院地図」



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 上池町 2丁目

請求部分	所在地	半田市上池町二丁目				地番	44番2			
出力尺	1/600	精度区分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日 (原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局半田支局管轄)

令和6年11月20日

東京法務局豊島出張所

整理番号: H15683-1

登記官

登記年月日：平成30年8月29日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局半田支局管轄)
令和6年11月20日 東京法務局豊島出張所 登記官

地 番 44-2、44-5
44-6、44-7

土地の所在 半田市上池町二丁目

求 積 表

地 番	(A) 44-2	X_n	Y_n	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$	距離
NO					
B1	-118790.252	-20171.500	2067187.965304	16.033	
DA58	-118793.526	-20187.196	1662752.983422	8.156	
P1	-118801.504	-20185.497	2067383.772608	16.040	
P2	-118798.229	-20169.794	-1662818.811313	8.157	
		合 計	-261.635195		
		合 計 面積	130.8175975		
		地 積	130.81	m ²	

地番	(B) 44-5		Yn		Xn・(Yn+1-Yn-1)	距離
NO	Xn	Yn				
P2	-118798.229	-20169.794		2068158.368661	16.040	
A1	-118801.504	-20185.497		1663933.865024	8.143	
P1	-118809.459	-20183.800		-2068354.045821	16.046	
B2	-118806.212	-20168.088		-1663999.805272	8.163	
		合計		-261.617408		
		合計面積		130.8087040		
		地積		130.80	m ²	

地 番	(C) 44-6	X_n	Y_n	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$	距離
NO					
K25		-118790.215	-20171.322	223563.184630	0.181
B1		-118790.252	-20171.500	-181511.505056	8.157
P2		-118798.229	-20169.794	-223578.266978	0.179
P3		-118798.192	-20169.618	181523.637376	8.156
			合計	-2.950028	
			合計面積	1.4750140	
			地 積	1.47	m ²

地 番	(D)44-7	X_n	Y_n	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$	距離
NO					
P3		-118798.192	-20169.618	223459.399152	0.179
P2		-118798.229	-20169.794	-181761.290370	8.163
B2		-118806.212	-20168.088	-223474.484772	0.178
K28		-118806.176	-20167.913	181773.449280	8.164
			合 計	-2.926710	
			合 計 面積	1.4633550	
			地 積	1.46	m ²

総合計面積 264.5646705 m²

この測量図面は、世界測地系に基づく成果である。

基準点の種類		座標系番号 (Ⅷ)系	
街区基準点			
基準点の名称		標識の種類	
20A04 (街区多角点)		金属標	X座標 -118938.133 Y座標 -20161.524
2A004 (街区多角節点)		金属板	-118691.108 -20072.618
2A006 (街区多角節点)		金属板	-118936.278 -20094.987

作成者

(平成30年 7月 12日作成)

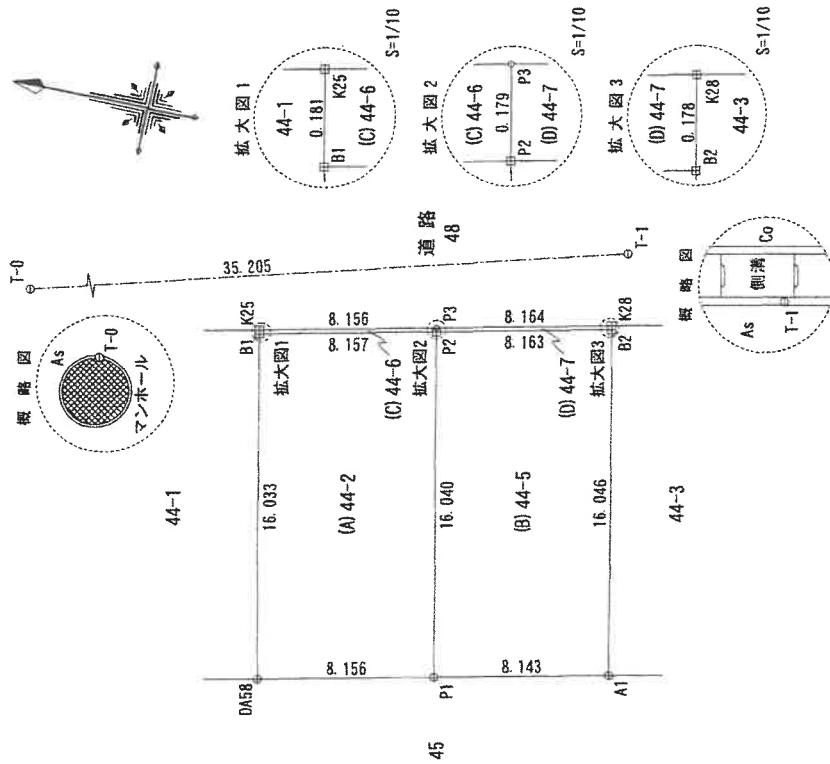
縮尺

申請人

縮尺

1/250

地 積 測 量 図



恒久的地物の名称及び座標値

点 名	X座標	Y座標	備 考
T-0	-118772.161	-20173.460	マンホールに刻印
T-1	-118806.195	-20164.455	測量に刻印

測量年月日	平成30年 6月28日
座標系	世界測地系 Ⅷ系

(単位：m)

境界点	境界線の種類
田	コンクリート杭
区	プラスチック杭
区	金属板
区	金属板
区	刻 印
区	計 算 点

登記年月日：平成30年10月16日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局半田支局管轄)

令和6年11月20日

東京法務局豊島出張所

登記官

建物図面図

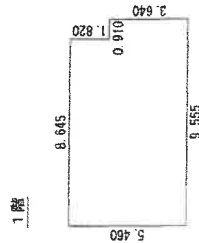
44番2

半田市上池町二丁目44番地2

家屋番号

建物の所在

1階



求積表

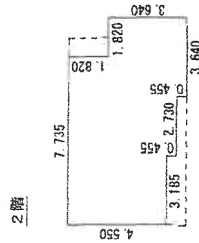
8.645 x 5.460 = 47.2017

0.910 x 3.640 = 3.3124

計 50.5141

床面積 50.51 m²

2階



求積表

3.185 x 4.550 = 14.4918

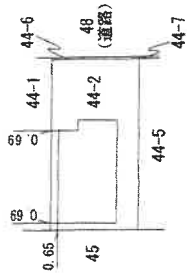
2.730 x 5.005 = 13.6637

1.820 x 5.460 = 9.9372

1.820 x 3.640 = 6.6248

計 44.7175

床面積 44.71 m²



(単位：m)

作成者

(平成 30年 10月 10日作成)

縮尺

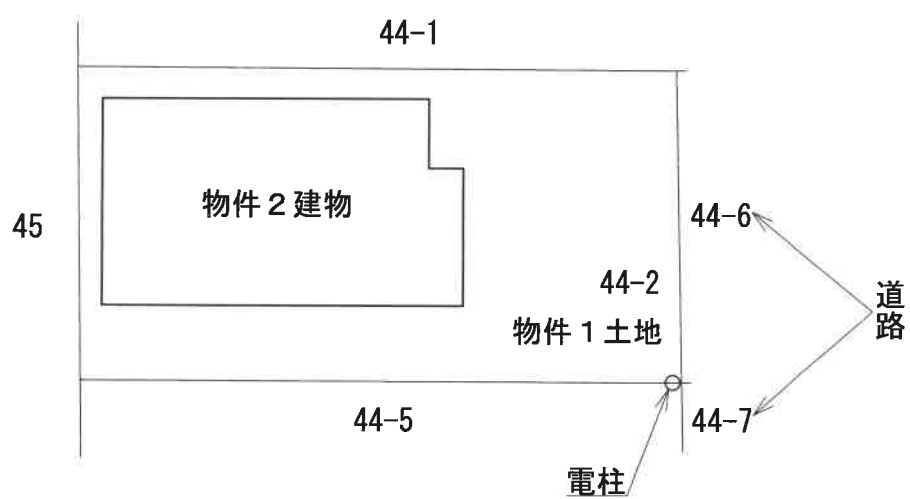
1/250

申請人

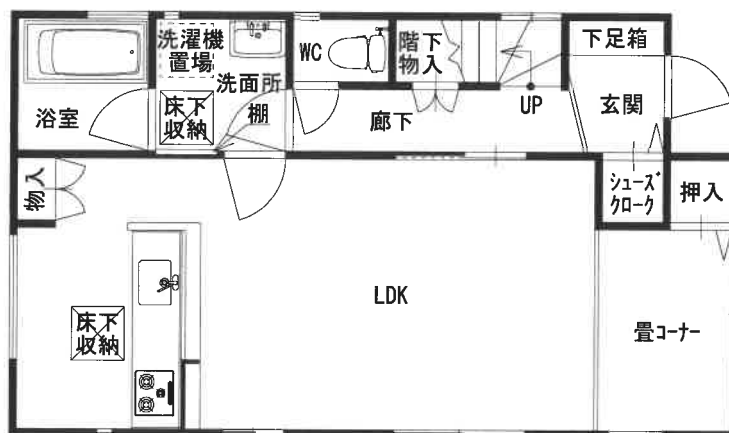
縮尺

1/500

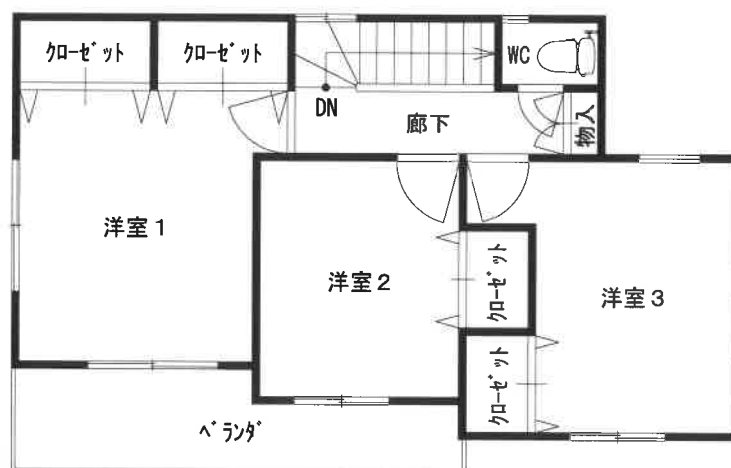
土地建物配置図(概略)



建物間取図(概略)



1 階



2 階

物件2建物



物件2建物

